

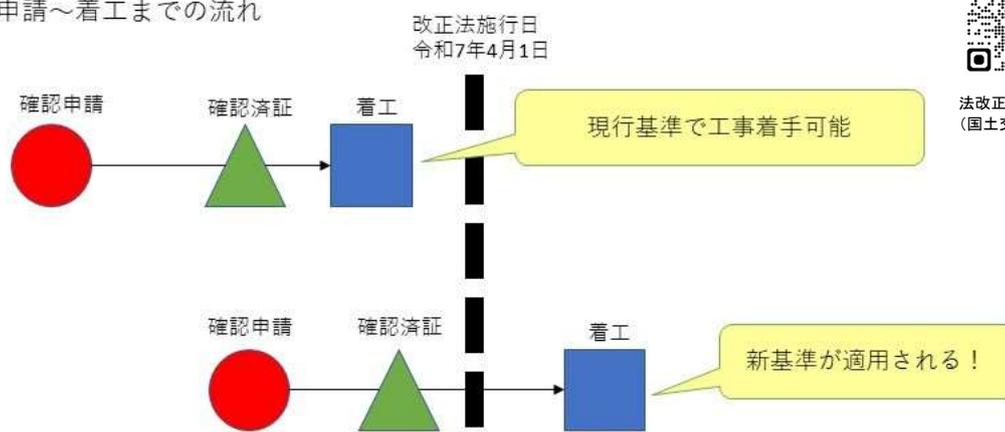
改正建築基準法施行日前の確認申請受付について

4号建築物について、改正建築基準法施行日(令和7年4月1日)前に
工事着手する場合、令和7年3月上旬までに確認申請を提出してください。

建築基準法、建築物省エネ法が改正され令和7年4月1日から審査省略制度の対象範囲
の見直しや省エネ基準の適合義務化などが開始されます。

令和7年3月31日までに着工を予定されている場合、申請受付から確認済証交付まで一
定の期間が必要になるため、**令和7年3月14日(金)までに申請**してください。

◆申請～着工までの流れ



法改正の詳細内容はこちら
(国土交通省 HP)

※現行基準が適用されるのは令和7年3月31日までに着工した建築物

- 申請の内容によっては3月31日までに確認済証を交付できない場合があります。
- 施行日までに確認済証が交付できなかった場合、追加で構造・省エネ関係規定に係る図書を提出していただきます。
- 年度末に申請が集中することが想定されますので、**早めの申請をお願いします。**
- 申請時期等に関する相談は、恵庭市役所まちづくり推進課までお問合せください。

○問い合わせ先

〒061-1498

恵庭市京町1番地

恵庭市役所企画振興部まちづくり拠点整備室まちづくり推進課

TEL:0123-33-3131